

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

ペットの管理と賠償責任

～可愛がるだけでなく、「しつけ」と「管理」はしっかりと!～

日本の犬や猫の飼育数は推計で2,000万匹といわれ、我々の日常生活に大きく溶け込んでいます。しかし、ペットに関わるトラブルも多く、高額な損害賠償事故が発生しています。可愛がるだけでなく、しっかりと「しつけ」と「管理」が大切です。



平成26年に300万円で和解が成立した事例も!!

平成26年の春に、大阪府内の道路で飼い犬のトイプードルが走行中の自転車にぶつかり、乗っていた母親と娘が転倒して骨折する事故が起きました。大阪地裁において被害者に300万円を支払う内容の和解が成立したとはいえ、実際は飼い主側の敗訴ともいえる結果となりました。ちなみにこの事故では、リード（引きひも）をつけずに飼い犬を散歩させていたということです。

飼い犬による賠償責任事故例としては、ほかにも「散歩中、すれ違いざまに相手にかみつく」「曲がり角で出会い頭に相手に飛びつく」「首輪が外れた

りリードが飼い主の手首から抜けたりして、他人にかみつく」「体をなでようとした相手にかみつく」といったものがあります。

また、そうした『対人』の事故だけではなく「他人のメガネをかんで損傷させてしまった」「犬同士で喧嘩で相手の犬にけがをさせてしまった」といった『対物』の事故例もみられます。

このほか、「門外に繋がれた犬に気づかず、車で轢いてしまった」など、飼い主側の管理が不十分であったために事故につながったケースもあります。

ある損害保険会社では月に約20件の保険金支払いが!!

こうした対人や対物での飼い犬による賠償事故は発生頻度も少なくありません。ある損害保険会社によると飼い犬による賠償責任保険の保険金支払いが月に約20件あるということです。同社では「犬を中心としたペットによる賠償責任事故は、飼い主が気をつければ防げることが大半。日々の予防が必要です」と話しています。

家族の一員として、お互いが楽しく暮らし、他人に迷惑をかけないよう、愛情のある「しつけ」と「日々の管理」が大切です。

■飼い主がすべき事故予防策

事前のしつけが最も大切ですが、飼い主として以下の点に気をつけましょう。

自宅で

- 玄関口から飛び出さないようにする。
- 門外につながらない。
- 歩行者に飛びつくことができない程度の長さにリードを設定する。

外出・散歩中

- ペットから目を離さない。
- 常にリードをし、きちんと短く持つ。
- 人や動物とすれ違うときは、相手とペットの間に自分が入るようにする。
- 他人の手を飼い犬の口元に近づけさせない。
- 気安く食べ物を与えさせない。
- 気軽にペットを他人に抱かせない。



「賠償責任」とは? 故意・過失によって他人の身体や財物に損害を与えた場合に、法律により、その損害について原則として金銭で賠償する責任を負うことをいいます。